

地下水の水質の測定等が講じられている土地の形質の変更の確認の審査基準

1 根拠法令

土壤汚染対策法施行規則第43条第4号、第50条第1項第3号

2 審査基準

土壤汚染対策法施行規則（抜粋）

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一～三（略）

四 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

イ 別表第六の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水の水質の測定が講じられているもの

ロ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ハ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、遮水工封じ込めが講じられているもの（別表第八の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ニ 別表第六の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

ホ 土壤汚染の除去が講じられている要措置区域（別表第八の五の項の土壤汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去のイからニまでの実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実

施が完了しているものに限る。)

へ 別表第六の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、遮断工封じ込めが講じられているもの(別表第八の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。)

ト 別表第六の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの(別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。)

第四十六条 第四十三条第四号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の種類
- 四 土地の形質の変更の場所
- 五 土地の形質の変更の施行方法
- 六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
- 七 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている実施措置
- 八 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- 九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 十 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更(当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第三号、第四十八条第二項第五号、第四十九条第一項第六号、第五十一条第一項第十

号、第五十二条の二第二項第三号及び第五十二条の四第一項第七号において同じ。)をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
 - 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - 三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十三条第四号の確認をするものとする。

第五十条 法第十二条第一項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
 - 二 (略)
 - 三 土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの
- 2 (略)
- 3 第四十六条の規定は、第一項第三号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。
- 4～5 (略)